

対象者	スリランカに現在居住するスリランカ人及び外国人向けの自宅隔離措置（国賓、公式訪問、大規模投資のためのビジネス訪問） （3月18日付）	国外から入国する渡航者向け隔離措置（3月18日付）		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国外渡航期間7日以内で、渡航先でバイオ・セキュア・トラベル・バブルを实践 ・ スリランカ人の国賓訪問又はスリランカ政府高官の公式訪問の場合 ・ スリランカ人又は外国人の大規模投資ビジネス訪問の場合（ただし、海外の機関による招待状が必要） ・ 保健省からの事前許可が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ （左記条件に該当しない）スリランカ人／二重国籍者及び外国人の国外からの入国者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ スリランカ観光局を通じて入国する観光客（https://www.srilanka.travel/helloagain/） 	
1 ワクチン接種済（2回）かつ接種後2週間経過済				
隔離	不要 （自宅に直行可。ただし、PCR検査の結果が判明するまでは自宅隔離。）	不要 （空港到着後に隔離施設・ホテルに輸送され、PCR検査を実施。陰性であれば解放、以降の隔離不要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7日間は同じ観光客用指定ホテルに滞在。 ・ 指定観光施設への訪問可 ・ 7日目にPCR検査陰性の場合、隔離終了。旅行業者のアレンジのもと自由に旅行可能（ホテル変更含む）。 	
PCR検査	到着後24時間以内+7日目	到着後24時間以内+7日目	到着後24時間以内+7日目	
備考	ワクチン接種証明書提出	ワクチン接種証明書提出	ワクチン接種証明書提出	
2 上記1以外				
隔離	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7日間の強制自宅隔離 ・ 7日目のPCR検査陰性の場合、隔離終了 ・ 隔離日数は保健省健康サービス局長が判断 	<ul style="list-style-type: none"> ①ホテル隔離の場合 ホテル隔離7日+自宅隔離7日 ②政府系隔離施設の場合 施設隔離10日+自宅隔離4日 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 14日間は同じ観光客用指定ホテルに滞在（14日未満の滞在も可） ・ 指定観光施設の訪問可 ・ 14日後に陰性の場合ホテル隔離終了 	
PCR検査	到着後24時間以内+7日目	<ul style="list-style-type: none"> ①ホテル隔離の場合 到着後24時間以内+7日目 ②政府系隔離施設の場合 到着後24時間以内+10日目 	<ul style="list-style-type: none"> ①滞在96時間未満 到着24時間以内のみ ②滞在14日未満 到着24時間以内+出国前に2回目 ③滞在14日以上 到着24時間以内+11～14日目に2回目 	

注：ワクチンの接種の有無によらず、外国出発前96時間以内のPCR陰性証明が必要。またスリランカに入国するすべての外国人は、事前（再）入国許可も必要。